

議案第 27 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2（その1）3級の項第3号中「幼稚園教諭の副主任」を「幼稚園及び認定こども園の副主任教諭」に改め、同表4級の項第3号中「主任教諭」を「幼稚園及び認定こども園の主任教諭」に改め、同表5級の項第3号中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加え、同表6級の項第3号中「幼稚園長」を「幼稚園及び認定こども園の園長」に改め、同表7級の項第1号中「、室長、担当室長、室参事」を削り、同表8級の項第1号中「危機管理監、市参事」を「市参事、危機管理監」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。